

江東区立豊洲北小学校 PTA

2025 年度 定期総会 議案書

日時：2025 年 4 月 26 日（土）

オンライン上にて投票・決議

議事

1. 2024 年度 活動報告
2. 2024 年度 会計決算報告及び会計監査報告
3. 2023 年度及び 2024 年度 卒対会計決算報告
4. PTA 会則変更の承認（第 1 号議案）
5. 2025 年度 活動方針案・会計予算案の承認（第 2 号議案）
6. 2025 年度 役員選任の承認（第 3 号議案）

議事 1. 2024 年度 活動報告

1. PTA 定期総会書面評決開催
2. 運営ミーティングの開催
 - ・運営ミーティング 12 回
 - ・会計監査 2 回（10 月・4 月）
3. 次期コアメンバー選出
4. 各種協議会・講演会・研修会への参加等
 - ・地域等の各種協議会・委員会への参加
（区小 P 各種会議・深川南部地区 PTA 協議会各種会議・青少年対策豊洲地区委員会）
5. 各種イベント等の実施
 - ・読み聞かせ（2 回）
 - ・水鉄砲バトル
 - ・とよきたまつり
 - ・保護者向け教養講座の実施（1 回）
 - ・
6. 学校行事への協力・出席
 - ・運動会
 - ・学校公開受付
 - ・英語授業サポート
 - ・学校評議員会
 - ・学校避難所連絡会
 - ・卒業式、入学式
7. 登校の安全関連
 - ・登校見守り
8. 卒業対策関連
 - ・卒業記念品選定及び注文・配付
 - ・学校寄贈品選定及び注文
 - ・卒業アルバム作成
9. 地区活動関連
 - ・富岡八幡宮例大祭接待所の設営・運営

議事 2. 2024 年度 会計決算報告及び会計監査報告

2025年3月31日

2024年度 PTA会計決算報告書
(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1. 一般会計の部

収入の部

(単位:円)

科目	予算額	上期	下期	合計	備 考
普通会費収入	1,771,200	858,600	891,000	1,749,600	月150円×6ヶ月×児童数 * 振込手数料除く
職員会費収入	82,800	36,000	44,100	80,100	月150円×6ヶ月×職員数
とよきたまつり収入	0	0	0	0	
利息収入	0	55	980	1,035	PayPay銀行 1,035円
雑収入	0	0	0	0	
繰越金より充当	886,000	0	0	0	
I 収入合計	2,740,000	894,655	936,080	1,830,735	

支出の部

(単位:円)

項目	勘 定 科 目	予算額	上期	下期	合計	備 考
運 営 費	渉外費	100,000	45,593	42,000	87,593	PTA協議会分担金、研修会費等
	慶弔費	10,000	0	17,650	17,650	慶弔費
	事務消耗品費	10,000	0	983	983	文房具等
	備品費	70,000	67,045	12,691	79,736	印刷機使用料、複合機ランニングコスト等
	備品修理費	0	0	0	0	備品故障時等修理代
	通信交通費	300,000	100,620	68,682	169,302	公式LINE、HP、インターネット、交通費等
	保険料	150,000	160,254	0	160,254	PTA保険料等
	雑費	50,000	2,260	3,115	53,375	振込手数料等
	新規運営費	100,000	40,331	20,729	61,060	会議費等
	運 営 費 合 計	790,000	416,103	165,750	581,853	
活 動 費	学校行事関連	200,000	147,400	0	147,400	運動会音響代、連合ユニフォーム等
	入学・進級関連	200,000	52,888	0	52,888	入学記念品、児童名札、入校証
	卒業関連	900,000	0	423,611	423,611	卒業祝い品、卒対費
	児童行事	250,000	47,919	107,971	155,890	水鉄砲バトル、とよきたまつり等
	保護者行事	120,000	0	55,000	55,000	教育講座等
	広報	30,000	0	0	0	広報誌等
	サークル	150,000	352	90,792	91,144	サークル活動にかかる費用
	新規活動費	100,000	7,250	139,150	146,400	
	活 動 費 合 計	1,950,000	255,809	816,524	1,072,333	
教 育 支 援 費	教育支援費	0	0	0	0	
	教育支援費 合 計	0	0	0	0	
II 支出合計		2,740,000	671,912	982,274	1,654,186	
III 周年行事積立金積み立て		0	0	0	0	

今年度収支差額(I-II-III)	0	176,549
-------------------	---	---------

2. 繰越金及び積立金会計の部

①繰越金

(単位:円)

項 目	予算額	実績額	備考
2023年度期末残高	2,433,918	2,433,918	現金 0円、みずほ銀行(普通) 2,054,990円、PayPay銀行 378,928円
当年度増加額	0	176,549	今年度収支差額
増加額 合計	0	176,549	
当年度減少額	886,000	0	
減少額 合計	886,000	0	
収支差額	-886,000	176,549	
末期繰越金	1,547,918	2,610,467	現金 0円、PayPay銀行 2,610,467円

②周年行事積立金 (15,20,25,30周年及びそれらに関連する事業に利用する積立金。卒業生への還元含む)

(単位:円)

項 目	予算額	実績額	備考
2023年度期末残高	7,084,663	7,084,663	みずほ銀行 6,083,233円、山口銀行 1,001,430円
2024年度積立額	0	0	
利息収入	0	1,469	みずほ銀行 744+687円、山口銀行 38円
増加額 合計	0	1,469	
2024年度支出額	0	770	振込手数料(山口銀行解約しみずほ銀行へ振込)
減少額 合計	0	770	
収支差額	0	699	
来期繰越金	7,084,663	7,085,362	みずほ銀行(定期) 6,083,977円、みずほ銀行(普通) 1,001,385円、山口銀行 解約済

③別途積立金 (PTA活動に必要な高額備品、突発的な備品の故障、イベント開催等のための積立金)

(単位:円)

項 目	予算額	実績額	備考
2023年度期末残高	2,500,918	2,500,918	みずほ銀行(定期) 2,500,918円
2024年度積立額	0	0	
利息収入	0	225	みずほ銀行 225円
増加額 合計	0	225	
2024年度支出額	0	0	
減少額 合計	0	0	
収支差額	0	225	
来期繰越金	2,500,918	2,501,143	みずほ銀行 2,501,143円

貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位:円)

科目	金額	科目	金額
現金	0	繰越金	2,610,467
普通預金	2,849,267	周年行事積立金	7,085,362
周年行事積立金口座	7,085,362	備品積立金	2,501,143
備品積立金口座	2,501,143	卒対預り金	238,800
合計	12,435,772	合計	12,435,772

上記の通り2024年度PTA会計決算を報告します。

豊洲北小学校PTA

会長

塚本 誠

会計

黒川 紗恵子

2025年3月31日

上記会計決算報告について、帳票証拠等を監査の結果、
会計処理が適正であることを確認しましたので、報告致します。

豊洲北小学校PTA

会計監査

都丸申顕

会計監査

川島しおり

議事3. 2023 年度及び 2024 年度 卒業対策会計報告

2023年度（2024年3月卒業生）卒 対 口 座 内 訳 2024.09.30現在

口 座 ゆうちょ銀行 138 普通 19082601
期首残高 3,471,257 円
残高 0 円

収支内訳				
	収入	支出	摘要	日付 振込先
収入				
受取利子	7			2024/4/1
卒業式個人写真	2,750		セノオミク	2024/6/20
アルバム代返金	20,850		あざみ写真館	2024/6/24
収入合計	23,607			
支出				
手提げ袋		17,600	セリア	2024/4/3 7オキコ
振込手数料		165		2024/4/3
卒業アルバム		2,756,500	あざみ写真館	2024/4/18 カアザ ミッションカン
振込手数料		165		2024/4/18
積立金返金分		719,686	スターバックス	2024/7/10 スターバックスビジネス
振込手数料		165		2024/7/10
ビニールバッグ		330	セリア	2024/7/19 ハラジ ユニコ
振込手数料		165		2024/7/19
日本赤十字社寄付		88		2024/7/25 日本赤十字社
支出合計		3,494,864		
残高		0		

24年度PTA本部会計へ戻し 0円

2024年度（2025年3月卒業生）卒 対 口 座 内 訳 2025.03.31現在

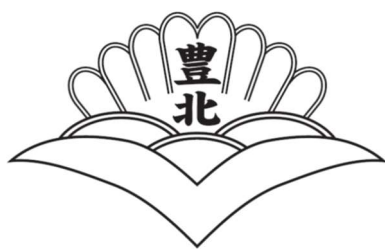
口 座 ゆうちょ銀行 138 普通 19082601

収入の部							
科目	単価	個数	収入	摘要	日付		
学校より預立金入金	26,030 *	168	4,372,956	入金額 ¥4,421,856(転出児童分¥48,900食) * 1人当たりの単価随数切り上げ	1/19		
アルバム代(転出児童分)	16,300	3	48,900				
PIA本部予算より入金			200,000	本部祝い品は500円図書カード、本部会計より支払	10/17		
受取利子			44				
収入合計			4,621,900				
支出の部							
科目	単価	個数	支出予定	支出	摘要	日付	振込先/購入先
アル バ ム	児童	15,800	171	2,701,800	3,324,500	アルバム単価 ¥14,300+6頁分追加 ¥1,500、転出生3名受渡希望	3/14 あざみ写真館
	学校・担任先生	7,900	6	47,400		学校用1冊、担任先生用5冊(児童の半額)	
	アルバムスクラム *	500	171	85,500		* 顔認識オプション(¥500+元データ撮影代¥100)	
	顔写真撮影 *	100	168	16,800			
	卒業記念写真	2,750	172	473,000		授与、集合写真セット(アルバムとセットでお渡し)超過分は後日返金	
記 念 品	①ハンガー	2,400	168	403,200	403,200	ハンガー代 ¥2,200(早割) + 紙袋 ¥200	1/10 中田工業株式会社
	②筆記具	915	168	153,720	464,680		1/27 株式会社 グランドパワー
	③タンブラー	1,970	168	330,960			
	花束(先生用)	5,500	6	33,000	132,660	校長先生、担任先生5人 計6人	3/20 フラワースタジオラヴィアン
お ま け	花束用袋	110	6	660			
	一輪花(児童用)	495	168	83,160			
	胸花(先生用)	3,168	5	15,840		予備花、ラッピングはサービス	
	卒業胸花	220	170	37,400	37,400	学校から発注、卒対は支払のみ	株式会社 香取
そ の 他	給費		1,000	未払		アルバム郵送梱包材	
	振込手数料		165	165		アルバム	
			165	165		記念品 ハンガー	
			165	165		卒業胸花	
			165	165		花	
支出合計			4,364,100	4,363,100			
期末残高							
収入合計 - 支払合計				238,800	アルバム受取時、残金をQuoカードで返金	8月中旬	

議事 4. PTA 会則変更・承認（第 1 号議案）

ボランティア制試行期間の 3 年が経過したため、2025 年度より本格的なボランティア制の運営体制を開始します。それに伴い、P T A 会則を改定いたします。現行との違いは、参考資料をご覧ください。

江東区立豊洲北小学校 P T A 会則



2 0 2 5 年度改定版

江東区立豊洲北小学校PTA会則

第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は、江東区立豊洲北小学校PTAと称する。
- 第2条 本会は事務所を豊洲北小学校（以下、「本校」という）に置く。
- 第3条 本会は学校・家庭及び地域社会が力を合わせ、児童の福祉増進・教育の発展とともに会員の教養を高めることを目的とする。
- 第4条 本会は、いかなる宗教団体及び政党に属さず、本会及び本会役員の名において、政党の支持候補者の推薦をしない。

第2章 会 員

- 第5条 本会は、本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる保護者（以下、あわせて「保護者」という）及び教職員をもって会員とする。なお、総会において議決権を有する者は、各保護者世帯の代表者1名及び各教職員とする。
- 第6条 本会の運営に賛同し援助するものについて、役員会が認めた者を賛助会員とすることができる。
但し、本会における議決権を有しない。

第3章 役 員

- 第7条 本会に次の役員を置く。
- | | |
|-------|------|
| 会 長 | 1名 |
| 副 会 長 | 若干名 |
| 一般役員 | 若干名 |
| 会計監査 | 1名以上 |
- 第8条 役員の任期は当年度の定期総会で承認された後、次年度の定期総会終了までの1年間とし、再任を妨げない。但し、6年生の保護者の役員の任期は原則として当年度の3月31日までとするが、会長が承認した場合においては、次年度の定期総会までとすることができる。
- 第9条 次年度の役員の選出については、会員から立候補した者のうち、当年度の役員会の承認を経た者を候補者として総会で承認を得るものとする。
- 第10条 役員の任務は、次の通りとする。
1. 会長は、本会を代表し会議を執行する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある場合にはその代理を務める。
 3. 会計監査は、年1回以上会計事務を監査し、定期総会で監査報告する。

第4章 活 動

- 第11条 本会は、第3条の目的を遂行するため、以下の活動を行う。
1. 児童を取り巻く環境を良くする活動
 2. 教育について話し合い学習をする活動
 3. 地域社会と協力し合い、学校内外の安全を図る活動
 4. 会員相互の親睦を図る活動
 5. P T A組織活動の運営、役員の選出
- 第12条 本会は、第11条の活動を効果的に遂行するため、役員会で承認を得て、臨時に委員会を置くことが出来る。
- 第13条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については個人情報取扱方針を細則に定め、適正に運用するものとする。

第5章 会 議

- 第14条 総会は、全会員をもって構成し、5月末日までに年1回開催する。
- 第15条 総会は、議決権を有する者の5分の1を定足数とし（委任状を含む。）、出席し議決権を行使できる者の過半数の同意をもって決議する。
- 第16条 臨時総会は、役員会において必要と認めた場合、又は議決権を有する者の3分の1以上の要求があった場合に、会長がこれを招集する。
- 第17条 総会において次のことを決定する。
1. 活動内容及び決算の報告と予算の承認
 2. 役員の承認
 3. 会則の改定
 4. その他必要な事項
- 第18条 役員会は、次の通り開く。
1. 役員会は役員により構成され、本会の運営全般に関することを協議し決議する。
 2. 役員会の任務は次の通りとする。
 - (1) 総会に提出する議案、報告書の作成
 - (2) その他必要な活動の審議及び承認
 3. 原則1か月に1回開催する。
 4. 会長が必要と認めた場合は、臨時に開催することができる。
 5. 会長が必要と認めた場合は、参加ボランティア（第11条の目的のために本会からの募集に応じた会員）を役員会に出席させることができる。
 6. 議事は出席役員の過半数で決定するものとする。

第6章 会 計

第19条 本会の経費は、会費及びその他の収益をもってこれに充てる。

第20条 本会の会費は細則にて定める。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第7章 細 則

- 第22条
1. 本会の運営に必要な事項は、細則として役員会の承認を得て、別に定めることができる。
 2. 細則を制定、改定、廃止した場合は可及的速やかに報告する。

付 則

1. 本会則は、2008年4月25日より施行する。
2. 2011年4月22日改定。
3. 2013年4月25日改定。
4. 2015年5月9日改定。
5. 2016年5月8日改定。
6. 2017年5月7日改定。
7. 2018年5月6日改定。
8. 2021年4月25日改定。
9. 2022年5月9日改定。
10. 2023年5月7日改定。
11. 2024年5月11日改定。
12. 2025年4月26日改定

【豊洲北小学校PTA 細則】

《追加予算決定方法》

- ・ 総会で承認された予算以外に追加の予算が必要となった場合、役員会を開き審議・決定する。但し、支出するかの意思決定に緊急を要する場合は、以下の通りとする。
支出額が 10 万円以上の場合 役員で審議・決定する。
支出額が 10 万円未満の場合 会長及び副会長で審議・決定することができる。

《会費の徴収》

- ・ 会費は児童 1 名につき月額 1 5 0 円とする。
- ・ 前期始業式（入学式）開催時、及び後期始業式開催時に在籍する児童に対し会費を徴収する。
- ・ 会費は、半年ごとに、6 ヶ月分を口座振替の方法で徴収する。口座振替業務は学校に委託する。
- ・ 児童が転出した場合であっても、すでに納付済みの会費は返金しない。
- ・ その他の事項は、その都度役員会にて判断する。

《弔慰金規定》

- ・ 会員の弔事の弔慰金は下記の通りとする。
 1. 本人の死亡・・・5 千円
 2. 在校中の児童の死亡・・・5 千円
- ・ 会員が病気、災害、その他の不幸にあった場合、その都度役員会で状況に適応した見舞いの可否について審議・決定する。

《サークル活動》

- ・ サークル活動の目的は、PTA 会員の親睦、体育、教養、文化の向上とする。
- ・ 発足に際しては会員が所定の用紙に必要事項を記入し、登録者名簿（原則会員 10 名以上）を添えて、本部役員会に申し出て承認を受けることとする。
- ・ 年度初に各サークル 3 万円を活動助成金として支給する。
- ・ サークル活動助成金は活動の助成を目的としたものであり、それ以上の活動費は各サークルの自己負担とする。
- ・ 会員の児童及びサークル OB・OG 等の参加を妨げるものではないが、平素の活動において、過半数は会員の参加を得る活動とする。
- ・ 各サークルの代表者は、年度末に所定の書式にて収支及び繰越金報告書を作成し役員会に提出する。
- ・ 存続が認められたサークルは、その時点で要件を満たさない場合でも翌年度の会員を募集することができる。

《個人情報取扱方針》

1. 本会は、個人情報保護に関する法令等を遵守するとともに、本会において取得・保持する個人情報については個人情報保護法に則って運用管理を行い、かつ、その活動において個人情報の保護に努める。
本方針では、本会が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いについて定め、その取り扱い方法については、適宜の方法で会員に周知する。
2. 個人情報の定義
本方針において「個人情報」とは、生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）、もしくは個人識別符号（身体特徴を変換した符号、商品の購入履歴等であつて当該特定の個人を識別することができるものをいう。）が含まれるものをいう。
具体的に、本会が取得し保有し得る個人情報は、以下の内容とする。

会員の氏名、住所、連絡先電話番号、メールアドレス、銀行口座情報、PTA 役員履歴、会員の子である児童の氏名、学年、クラス、兄弟姉妹等、特定の個人を識別できる情報

3. 個人情報の収集

本会は、事前に収集の目的、利用の内容を開示した上で、本会の正当な事業の範囲内で、その目的の達成に必要な限度において、個人情報を収集する。

4. 個人情報の利用

PTA の個人情報の利用目的は以下の通りとする。

- (1) PTA 会費請求、管理業務等に関する連絡
- (2) 本会の事業に関する文書等の送付
- (3) 役員・会員名簿等の作成
- (4) 役員選出等の推薦活動
- (5) イベントの名簿等の作成
- (6) ホームページや広報紙への掲載
- (7) 問い合わせまたは依頼等への対応

5. 目的以外の利用

上記以外の目的で、本会の個人情報を利用する必要がある場合には、法令により許される場合を除き、その利用についての同意を得るものとする。

6. 個人情報の第三者提供

本会は、同意なく第三者へ個人情報の提供は行わない。但し、以下のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 本人の承諾を得た場合
- (2) 個人を特定・識別できない状態で開示する場合
- (3) 本会と契約を締結している業務委託先等があるときに必要な限度において開示する場合
- (4) 法令により開示または提供が許容されている場合

7. 個人情報の管理

本会は、個人情報の正確性及び安全性確保のために、セキュリティに万全の対策を講じるとともに、保管期間がすぎたものは速やかに廃棄する。また、個人情報の取り扱いを外部委託する場合は、当該個人情報の安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行う。

8. 個人情報の開示・訂正・追加・削除等

本会が取得・保持している個人情報について、本人から開示・訂正・追加・削除等の請求等がある場合、個人情報保護法に則って本会において誠実に対応する。

9. 質問及び苦情の窓口

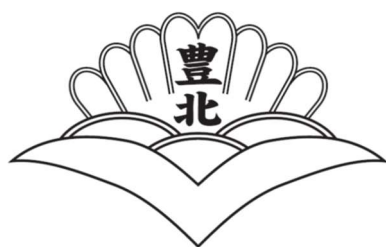
本人から、本会に対する個人データの取扱いに関する質問や苦情は、役員に対して行う。

《会員の退会の手続きについて》

- ・ 会員は、退会することを希望する旨を PTA ホームページ問い合わせフォームを通じて本会に申し出、書面を提出することにより、退会することができる。
- ・ 原則として、年度途中の退会であっても、既に徴収された会費については返金されない。
- ・ 本会は、退会の手続きを速やかに処理し、退会者に不利益が生じないよう十分に配慮する。

2025 年 4 月 26 日改定

江東区立豊洲北小学校 P T A 会則



2 0 2 4 年度改定版

江東区立豊洲北小学校PTA会則

第1章 名称及び目的

- 第1条 本会は、江東区立豊洲北小学校PTAと称する。
- 第2条 本会は事務所を豊洲北小学校（以下、「本校」という）に置く。
- 第3条 本会は学校・家庭及び地域社会が力を合わせ、児童の福祉増進・教育の発展とともに会員の教養を高めることを目的とする。
- 第4条 本会は、いかなる宗教団体及び政党に属さず、本会及び本会役員の名において、政党の支持候補者の推薦をしない。

第2章 会 員

- 第5条 本会は、本校に在籍する児童の父母、又はこれに代わる保護者及び教職員をもって会員とする。なお、総会において議決権を有する者は、各家庭の代表者1名及び各教職員とする。
- 第6条 本会の運営に賛同し援助するものについて、運営委員会が認めた者を賛助会員とすることができる。
但し、本会における議決権を有する者では無い。

第3章 役員及び委員

- 第7条 本会に次の役員及び委員を置く。
1. 役員
 - 名誉会長 校長
 - 会 長 1名
 - 副会長 4名以上
 - 書記 3名以上
 - 会計 3名以上
 - 会計監査 2名以上
 2. 委員長等
 - 各委員会 委員長 各1名以上
 - 各委員会 副委員長 各2名以上
 - 各委員会 会計 各1名以上
 3. 委員
 - 学級代表委員 1～5年生の各学級より1名以上
6年生の各学級より1名以上
 - 行事委員 各学級より1名以上
 - 広報委員 各学級より1名以上
 - 卒業対策委員 6年生の各学級より1名以上

但し、学級代表委員及び卒業対策委員を除き、6年生の保護者は免除とする。
 4. 役員・委員長・委員の各年度の募集人員については、運営委員会において、年度ごとにこれを定める

- 第8条 役員及び委員の任期は次の通りとする。
1. 役員の任期は当年度の定期総会で承認された後、次年度の定期総会までの1年間とし、再任を妨げない。但し、6年生の保護者の役員の任期は原則として当年度の3月31日までとするが、会長が承認した場合においては、次年度の定期総会までとすることができる。
 2. 委員の任期は当年度の定期総会で承認された後、次年度の定期総会までの1年間（会計監査は2年間）とし、再任を妨げない。但し、6年生の保護者の委員の任期は、当年度の3月31日までとする。

- 第9条 役員及び委員の選出は、次の方法とする。
1. 会長・副会長・書記・会計・会計監査・各委員会の委員長は学級代表委員が選出し、総会において承認する。
 2. 各委員会の副委員長及び会計は、各委員会において選出する。ただし、1において各委員会の委員長が選出されない場合は各委員会において選出する。
 3. 各委員会委員は、各学級において選出する。
 4. 教職員の役員及び委員は、教職員が選出する。

- 第10条 役員及び委員の任務は、次のとおりとする。
1. 会長は、本会を代表し会議を執行する。
 2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時はその代理を務める。
 3. 書記は、議事の記録・文案の起草等庶務一般を担当する。
 4. 会計は、本会の会計事務を処理し、年2回以上の会計監査を受けて定期総会で決算報告する。
 5. 会計監査は、年2回以上会計事務を監査し、定期総会で監査報告する。
 6. 各委員会委員は、各委員会活動を企画し実行する。

第4章 活 動

- 第11条 本会は、第3条の目的を遂行するため、以下の活動を行う。
1. 児童を取り巻く環境を良くする活動
 2. 教育について話し合い学習をする活動
 3. 地域社会と協力し合い、学校内外の安全を図る。
 4. 会員相互の親睦を図る。
 5. PTA組織活動の運営、役員の選出
- 第12条 本会は、第11条の活動を効果的に遂行するため、次の委員会を置き活動を行う。
1. 学級代表委員会
学級、学年におけるPTA活動の運営、学校の教育活動等への協力、及び役員の選出
 2. 行事委員会
とよきたまつり等の行事の計画と実施、及び学校行事の協力等
 3. 広報委員会
広報紙の立案・作成及び会員相互の教養を高める活動等
 4. 卒業対策委員会
謝恩会の計画と実施及び卒業記念品等の立案・準備等

- 第13条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については個人情報取扱方法を定め、適正に運用するものとする。

第5章 会 議

- 第14条 総会は、全会員をもって構成し、通常4月下旬または5月上旬に開催する。
総会は、議決権を有する者の5分の1を定足数とし、委任状を含む。
- 第15条 臨時総会は、本部役員会において必要と認めた時、又は議決権を有する者の3分の1以上の要求があった時、会長がこれを招集する。
- 第16条 総会において次のことを決定する。
1. 活動内容及び決算の報告と予算の審議及び承認
 2. 役員及び各委員の承認
 3. 会則の改定
 4. その他必要な事項
- 第17条 委員会は、次の通り開く。
1. 本部役員会
本部役員会は役員で構成され、会長が必要に応じて開く。
なお、本部役員会の任務は次の通りとする。
(1) 運営委員会に提出する議案、報告書の作成
(2) 総会に提出する議案、報告書の作成
(3) その他必要な活動の審議及び承認
 2. 運営委員会
運営委員会は、役員及び各委員会の委員長にて構成され、原則2ヶ月に一回開く。
また、会長が必要と認めた時は、臨時に開くことができる。
なお、運営委員会の任務は次の通りとする。
(1) 各委員会から提出された活動計画の審議及び承認
(2) その他必要な活動の審議及び承認
 3. 委員総会
各委員会の副委員長、会計を選出する。但し、第9条1において、次期委員長が選出されない場合は、委員総会にて選出を行う。
また、緊急かつ迅速に審議が必要な場合は、会長がこれを招集する。
 4. 各委員会
各委員会活動の企画及び運営委員会で承認した活動の執行をする。
- 第18条 全ての会議は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第6章 会 計

- 第19条 本会の経費は、会費及びその他の収益をもってこれに充てる。
- 第20条 本会の会費は次の通りとする。
1. 児童1名につき、月額150円とする。
 2. 会費は一定期間分を一括して事前に徴収できるものとし、具体的な納付・徴収方法等は細則でこれを定める。
 3. 前項により会員が納付した会費は、以下の場合を除き、これを返金しない。
 - (1) 本会に加入しないことを明示、または本会からの退会を申し出ていたにもかかわらず、納付された場合
 - (2) 細則に定める事由に該当する場合
 - (3) その他本部役員会の承認を得た場合
 4. 第1項の会費額を変更する場合、本部役員会における予算審議の際に暫定的に決定し、総会の承認を得て変更することができる。
- 第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第22条
3. 本会の運営に必要な事項は、細則として運営委員会の承認を得て、別に定めることができる。
 4. 細則を制定、改定、廃止した場合は可及的速やかに報告する。
- 第23条 第7条、第8条、第9条、第10条、第12条及び第17条にかかわらず、とよきたサポーターズ体制試行のため、2022年度、2023年度及び2024年度の本会の役員・委員会体制及びその運用については、細則により定める。

付 則

1. 本会則は、2008年4月25日より施行する。
2. 2011年4月22日改定。
3. 2013年4月25日改定。
4. 2015年5月9日改定。
5. 2016年5月8日改定。
6. 2017年5月7日改定。
7. 2018年5月6日改定。
8. 2021年4月25日改定。
9. 2022年5月9日改定。
10. 2023年5月7日改定。
11. 2024年5月11日改訂。

【豊洲北小学校PTA 細則】

《2022、2023 及び 2024 年度の運営体制》

- ・ PTA 会則 23 条に定める 2022、2023 及び 2024 年度の本会の役員・委員会体制及びその運用については以下の第 1 条乃至第 5 条のとおりとする。なお、2022、2023 及び 2024 年度の運営体制に関する規定制定に伴い、本細則における「運営委員会」及び「本部役員会」は、「運営ミーティング」（第 5 条参照）に読み替えるものとし、2022、2023 及び 2024 年度の運営体制に関する規定と本細則とが矛盾抵触する場合には、2022、2023 及び 2024 年度の運営体制に関する規定が優先して適用されるものとする。

第 1 条 1. 本会に次の役員（2022、2023 及び 2024 年度はコアメンバーと称する）を置く。

名誉会長 校長
会 長 1 名
副 会 長 複数名
会計・他担当 複数名
会計監査 複数名

2. 役員の募集人員については、「運営ミーティング」において、年度ごとにこれを定める

第 2 条 役員（コアメンバー）はボランティアとしての立候補を前提とし、役員の任期は原則当年度の定期総会後、次年度の定期総会までの 1 年間とし、再任を妨げない。

第 3 条 役員（コアメンバー）の任務は、次のとおりとする。

1. 会長は、本会を代表し会務を執行する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長の事故ある時はその代理を務める。
3. 会計・他担当は、会計事務や他運営事項を処理する。
4. 会計監査は、年 2 回会計事務を監査し、定期総会で監査報告する。

第 4 条 本会は、PTA 会則第 11 条の活動を効果的に遂行するため、会員より活動ボランティア（本会や学校の行う活動を支援するボランティアのことをいう。以下同じ。）を募集し、役員（コアメンバー）及び活動ボランティアからなる「とよきたサポーターズ」を組成し、運営する。

第 5 条 1. 本会は、1 か月に 1 回、運営ミーティングを開催する。
2. 運営ミーティングは、役員及び活動ボランティアにより構成され、本会の運営全般に関することを協議し決議する。なお、会長が必要と認めたときは、臨時に開催（オンライン・書面による開催を含む）することができる。
3. 運営ミーティングの議事は出席役員（コアメンバー）の過半数で決定するものとし、活動ボランティアは議決権を有しない。

《委員実績》2022、2023 及び 2024 年度は適用されないものとする

- ・ 保護者は児童が本校に在籍している間に本部役員又は委員を 1 回以上引き受ける。児童が複数在籍している場合にはその人数分の回数を引き受ける。
- ・ 本部役員（会計監査は除く）又は委員長を務めた場合は、PTA 活動への貢献を考慮し、児童の人数に関わらず 1 回の就任で、それ以降の役員、委員への就任を免除する。
但し、本人の希望があれば、複数回の就任はできる。

- ・ 任期終了時に活動実績が不十分であると本部役員会で認められた場合、免除されないことがある。
- ・ 2013 年度以降の単年度就任の会計監査については、委員実績としては認めない。（2 年の就任で委員 1 回の実績とする。）
- ・ 各委員会の副委員長、会計については、児童の人数に関わらず 1 回の就任でそれ以降の委員長、副委員長、会計への就任は免除する。
但し、本人の希望があれば、複数回の就任はできる。
- ・ 2019 年度以降の各委員会の副委員長については、副委員長就任時の児童に関してのみ、2 巡目の本部役員及び委員の就任を免除とする。但し、本人の希望があれば、複数回の就任はできる。
- ・ 各委員会の委員については、その児童分の 2 巡目では、委員長への就任を免除とし、3 巡目では、委員長、副委員長、会計への就任を免除とする。
但し、本人の希望があれば、複数回の就任はできる。

《役員及び委員》2022、2023 及び 2024 年度は適用されないものとする

- ・ 役員及び委員長が欠員した場合については以下の通りとする。
 1. 会長に欠員を生じた場合は副会長より補充することとし、運営委員会で承認する。
その他の本部役員に欠員を生じた場合は、補充するかを会長が決定し、補充する場合は会員の中から選出し、本部役員会で承認する。
 2. 委員長に欠員を生じた場合は、委員会を開き副委員長より補充することとし、本部役員会で承認する。その他の委員に欠員を生じた場合は、補充するかを委員長が決定し、補充する場合は該当学年の委員が該当クラスの中から選出し、本部役員会で承認する。
 3. 上記により補充される場合の委員実績については、年度始めからの就任と同等に扱う。

《相談役》

- ・ 会長の要請に応じ、本会役員経験のある会員の中から相談役を置くことができる。
- ・ 相談役の在任可能期間は本校の PTA 会員である期間とし、児童が卒業した後は相談役を継続することはできない。
- ・ その他事項については、本部役員の任期に準じることとする。

《選考委員会》

- ・ 次年度本部役員を選出する選考委員会のメンバーとして、本部役員より会長がオブザーバーとして参加することができる。
但し、会長は選考における決定権を有するものではない。

《本部役員・委員長内定者について》

- ・ 選考委員会により次年度本部役員・委員長として選出され応諾された後は、原則として交代、役職間の異動はできない。
但し、特段の事情が有る場合は、その都度本部役員会で審議・決定する。

《追加予算決定方法》

- ・ 総会で承認された予算以外に追加の予算が必要となった場合、本部役員会を開き審議・決定する。
但し、支出するか意思決定に緊急を要する場合は、以下の通りとする。

支出額が 10 万円以上の場合	本部役員会等で審議・決定する。
支出額が 10 万円未満の場合	会長及び副会長で審議・決定することができる。

《会費の徴収》

- ・ 会費は、半年ごとに、6ヶ月分を口座振替の方法で徴収する。口座振替業務は学校に委託する。

《転入出》

- ・ 児童が転出した場合であっても、すでに納付済みの会費は返金しない。ただし、本部役員会で特別の事情があると判断し、返金を承認した場合を除く。
- ・ 児童の本校における在籍期間が3か月以内であることが事前に判明していた場合には会費を徴収しないことができるが、この場合であっても、その後、在籍期間が3か月を経過したことが判明した場合には、遡ってこれを徴収する。

《弔慰金規定》

- ・ 会員の弔事の弔慰金は下記の通りとする。
 1. 本人の死亡・・・5千円
 2. 在校中の児童の死亡・・・5千円
- ・ 会員が病気、災害、その他の不幸にあったときには、その都度本部役員会で状況に適應した見舞いの可否について審議・決定する。

■上記発生時の連絡系

発生者 → 担任教諭 → 学校長 → PTA 会長 → 本部役員

《会計監査の業務範囲について》

- ・ 本校 PTA の会計監査の業務範囲については以下の通りとし、PTA 会費の使用使途に対して意見を述べることができる。
 1. PTA 会計の収支を監査(前期・後期の2回と必要時)
 2. 監査報告(監査後の直近の本部役員会及び総会)

《サークル活動》

- ・ サークル活動の目的は、PTA 会員の親睦、体育、教養、文化の向上とする。
- ・ 発足に際しては会員が所定の用紙に必要事項を記入し、登録者名簿（原則会員 10 名以上）を添えて、本部役員会に申し出て承認を受けることとする。
- ・ サークル活動予算は活動の助成を目的としたものであり、予算外の活動費は原則各サークルの自己負担とする。
- ・ 会員の児童及びサークル OB・OG 等の参加を妨げるものではないが、平素の活動において、過半数は会員の参加を得る活動とする。
- ・ 年度末に収支報告を行い、承認された予算に限り PTA 会費から助成される。予算から拠出し購入した備品は PTA の備品であり、備品管理要領に従い管理を行う。
- ・ 各サークルの代表者は、年度末に所定の書式にて収支報告書、活動報告書、備品台帳、名簿を作成し3月に開催される本部役員会に提出する。サークルからの活動報告を受けて、翌年度のサークルの存続の可否を当該本部役員会にて審議・決定する。
- ・ 存続が認められたサークルは、その時点で要件を満たさない場合でも翌年度の会員を募集することができる。
- ・ この細則に定めるもののほか、運営要領（ガイダンス）を設け、サークル活動細則の補足とする。

《ワーキンググループについて》

- ・ ワーキンググループは、本部及び委員会を補足する活動を行う。本部役員が PTA 会則を判断基準として許可する。
- ・ 組織発足に際しては2名以上の発起人（会員）が PTA 会則に準じた組織の会則を添えて、本

部役員会に申し出て承認を受けることとする。5名以上の会員で設立総会を実施し、組織の発足とする。

- ・ 年度末に、実績と来期計画を本部役員会に報告する。
- ・ 組織の任期は1年とするが、継続を妨げない。

《個人情報取扱方針》

1. 本会は個人情報保護に関する法令等を遵守し、個人情報の適切な運用及び保護に努め、要配慮個人情報は取り扱わないものとする。
2. 個人情報の取扱方法は、総会資料及び本会ホームページにより会員に周知する。
3. 本会は個人情報を会則に定める活動の目的のために利用する。
4. 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、会長に書面で提出する。会員は、その後の事情により同意を取り消すことができる。不同意の申し出があった場合、直ちに該当する個人情報を廃棄または削除する。
5. 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
6. 本会の活動のため、第三者に個人情報を提供する場合、提供先及び提供した内容を記録し、責任者が当該年度末まで保管する。
7. 個人情報の適切な運用のため、本部役員の中で個人情報管理責任者を定め、総会資料及び本会ホームページにその連絡先を掲載する。

《会員の退会の手続きについて》

- ・ 会員は、退会することを希望する旨をPTAホームページ問い合わせフォームを通じて本部役員に申し出、書面を提出することにより、退会することができる。
- ・ 原則として、年度途中の退会であっても、既に徴収された会費については返金されない。
- ・ 本会は、退会の手続きを速やかに処理し、退会者に不利益が生じないよう十分に配慮する。

【2024年5月11日改訂】

議事 5. 2025 年度 活動方針案・会計予算案の承認（第 2 号議案）

2025 年度 PTA 活動方針（案）

1. 活動方針

とよきた PTA では従来、所謂「義務制」組織として、保護者の皆様に一定の義務のもと役員等を担っていただいております。しかし、本来の PTA あるべき姿を考え 2022 年度より 3 年間にトライアル期間と位置づけ「ボランティア制」での運用に取り組んできました。

様々な試行錯誤がありましたが、総合的な検討の結果 2025 年度より「ボランティア制」に大きく舵を切ることになりました。

これからは「できる人が、できる時に、できる事を」をテーマに活動を進めていきます。この体制は無理なく活動できる反面、みなさんのご協力が無ければ何も出来ません。早期の年間スケジュールの決定・開示等、みなさんが参加しやすい運営を心がけますので、ご協力をよろしくお願いします。

また、子供向けのイベント実施や学校行事のサポートにあわせて、本年度は「保護者の声」を学校に届ける活動にも取り組んでいこうと思います。その際には忌憚のないご意見をお寄せください。

2. 運営体制

- ・ 3 年のトライアル期間を経て、今後も「ボランティア制」を継続します。
- ・ コアチームとサポーターズに分けて運用します。

コアチーム

- ・ 一年を通じて会全体の企画・運営等を行い、学校・地域との窓口も担います。

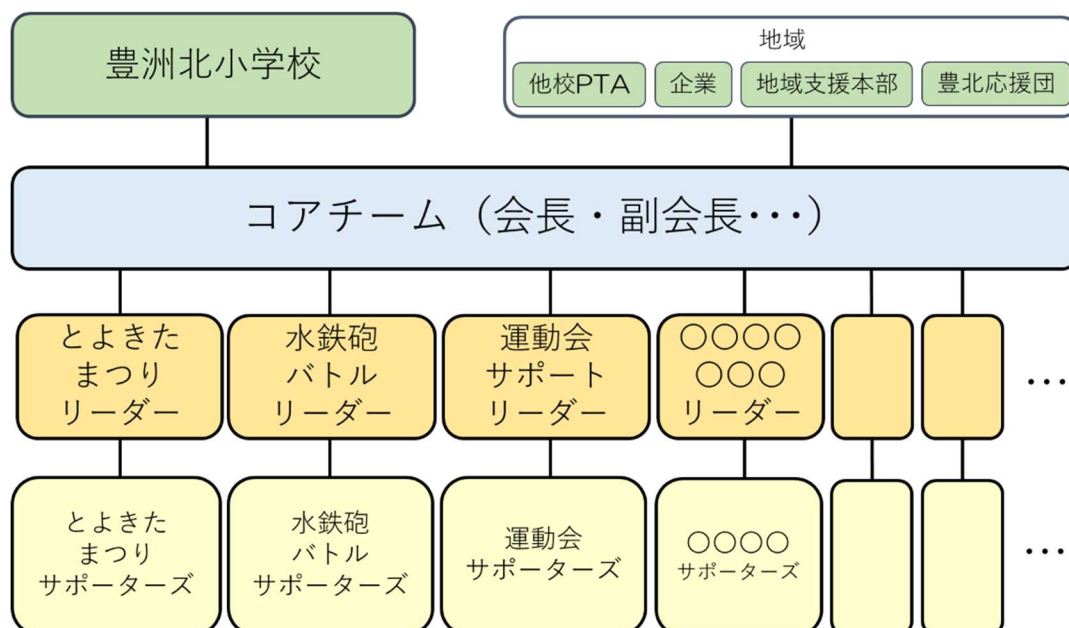
リーダー

- ・ イベントごとに、コアメンバーまたはサポーターズの中から、より積極的にイベント等に関わってもらえる「サポーターズリーダー」を募集し、コアチームメンバーと共にイベントを遂行します。

サポーターズ

- ・ イベントごとに募集し、主に当日のサポートを担います。
- ・ 必要なサポーターズの人数が集まらない場合はイベント等の廃止・縮小も含めて検討します。

3. 組織図



2025 年度（令和 7 年度）予算案

昨年度予算より変更した主な項目を以下に説明します。

1. 一般会計の部

収入の部

積立金の部で管理していた「別途積立金」を柔軟な活用および管理の簡素化のために一般会計に繰り入れます。

支出の部

[運営費]

事務費： 管理の簡素化のため旧事務消耗品費と旧備品費を統合し、学校への印刷費の支払い減額を踏まえ減額します。

通信交通費： 昨年の実績および新 HP 運用等の今後の見通しを踏まえ減額します。

保険料： 保険契約の見直し（予定）により減額します。

会議費： 会議等に必要な予算として新設します。

雑費： 昨年度の実績を踏まえ減額します。

運営予備費： 昨年の実態を踏まえ減額します。（旧新規運営費）

[活動費]

入学・進級関連費： 支出を見直し減額します。

卒業関連費： 支出方法を見直し記念品の実費のみ負担することとします。

広報費： チラシ等の作成を見据え増額します。

コミュニケーション費： 保護者間および保護者—学校間のコミュニケーションを深める活動を想定し新設します。

教育支援費： 児童の環境整備のため学校への備品等の寄贈を想定し計上します。

2. 積立金の部

別途積立金

一般会計へ繰り入れます。

1. 一般会計の部

収入

(単位：円)

項目	備考	2024年予算	2024年実績	2025年予算
収入合計		4,287,918	4,264,653	6,875,610
前期繰越金		2,433,918	2,433,918	2,610,467
別途積立金より繰入		0	0	2,501,143
会費収入等①		1,854,000	1,830,735	1,764,000
保護者会費	150円/月×935名	1,771,200	1,749,600	1,683,000
教職員会費	150円/月×45名	82,800	80,100	81,000
利子等		0	1,035	0
雑収入		0	0	0

支出

項目	備考	2024年予算	2024年実績	2025年予算
支出合計②		2,740,000	1,654,186	3,050,000
運営費		790,000	581,853	470,000
渉外費	PTA連合協議会費、研修会費等	100,000	87,593	100,000
慶弔費	慶弔費	10,000	17,650	10,000
事務費	文房具、印刷代等	80,000	80,619	60,000
通信交通費	公式LINE、HP、インターネット等	300,000	169,302	180,000
保険料	PTA保険料	150,000	160,254	30,000
会議費				30,000
雑費	振込手数料等	50,000	5,375	10,000
運営予備費		100,000	61,060	50,000
活動費		1,950,000	1,072,333	1,580,000
学校行事関連費	運動会音響機材レンタル等	200,000	147,400	200,000
入学・進級関連費	入学記念品	200,000	52,888	60,000
卒業関連費	卒業記念品、イベント費用他	900,000	423,611	450,000
児童行事費	水鉄砲バトル、とよきたまつり等	250,000	155,890	250,000
保護者行事費	教養講座等	120,000	55,000	120,000
広報費	チラシ等	30,000	0	150,000
サークル費	サークル活動費	150,000	91,144	150,000
コミュニケーション費				100,000
活動予備費		100,000	146,400	100,000
教育支援費		0	0	1,000,000
周年積立		0	0	0

単年度収支（①－②）	(886,000)	176,549	(1,286,000)
次期繰越金	1,547,918	2,610,467	3,825,610

2. 積立金の部

周年行事積立金

項目	備考	2024年予算	2024年実績	2025年予算
収入合計		7,084,663	7,086,132	7,085,362
前期繰越金		7,084,663	7,084,663	7,085,362
一般会計からの積立金		0	0	0
利子等		0	1,469	0
支出合計		0	770	0
周年行事		0	0	0
振込手数料		0	770	0
次期繰越金		7,084,663	7,085,362	7,085,362

議事 6. 2025 年度 役員選任の承認（第 3 号議案）

＜2025 年度 コアチーム（本部役員）名簿＞

菅 純一郎【会長】			
安西 由香里（副校長）	市之川 古乃美	太田 真美	黒川 紗恵子
酒井 真由美	重地 路子	竹内 留美	塚本 誠【副会長】
都丸 伸顕【会計監査】	中込 圭（副校長）	西村 ともみ	松澤 あいり【副会長】

計 13 名

以 上